

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年12月18日（金）16:30～16:49
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

- 小林 敬典 鳥取県農林水産部次長
- 三木 教立 鳥取県水産振興局長
- 早瀬 謙 鳥取県水産課水産振興室長
- 氏 良介 鳥取県水産課課長補佐

#### <事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 漁港市場整備に係る補助金返還について
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 では、お願いします。

○小林次長 鳥取県でございます。補助金の返還に関しまして、農林水産省と本県との考え方で少し一致していない面がございまして、その点について、私どものほうから御説明させていただきます。私は農林水産部次長の小林と言います。よろしくをお願いします。

水産局長の三木と水産課の早瀬と氏でございます。よろしくをお願いします。

では、局長のほうからお願いします。

○三木局長 それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

まず、経緯と補助金の取扱いのことについて御説明申し上げます。境港の漁港について、高度衛生管理の市場とするため、大臣が昨年10月に策定した計画に基づいて、国の補助事業を活用して再整備をしているところでございます。

表にございますように、1号上屋、2号上屋がございまして、両方とも30年以上たったものでございます。所管は水産庁と中四国農政局でございまして、補助金返還額は3,300万円と3,200万円を合わせて6,500万円ということになっています。

鳥取県の考え方を2番に整理しておりますけれども、この市場というのが、水産物の安定供給や国際化等の高度衛生管理のいわゆる行政需要への対応がある。二つ目として、地域の水産物流通加工業の構造変化への対応。もう一つが、消費者のいわゆる安全・安心の衛生管理意識の高まりへの対応ということでございまして、これは農水省の大臣官房経理課長通知の承認基準の第2条、後で資料をまたお配りしますが、その定義の「産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応」に該当すると考えております。

これにつきまして、農林水産省の見解を申し上げますと、資料3、7ページを見ていただければと思います。アンダーラインを引いておりますけれども、「『産業構造の変化』といった事業者側の努力のみでは解決し難い、自己責任の範囲内と言えないような状況の変化」とおっしゃられております。また、取壊した後、施設に国庫補助が入ると二重補助になるということで、補助金返還の対象ですということをおっしゃられます。

振り返ってみますと、まず、この鳥取県の論点の整理をいたしますと、社会経済情勢の変化と自己の責めに帰さない理由との関連がまず1点がございまして、二つ目として、地元境港での市場、漁港をめぐる社会経済情勢の変化がございまして、3点目に、国のこれまでの対応状況がございまして、その辺を整理して、これから御説明申し上げます。

資料は戻りまして、資料1、1ページでございまして、これは補助金等適正化中央連絡会議の会長が作ったものでして、2ページを見ていただけたらと思います。2ページの記、アンダーラインをしておりますけれども、まず産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすということがございまして、それと、農林水産省がおっしゃられているような自己の責めない理由というのは、災害による破損等というようなことでありまして、地震とか風水害によるものは自己の責めに帰さない事由で、これは補助金返還しなくていいということになります。

資料2、3ページを御覧ください。先ほど定義のことを申し上げましたけれども、第2条「定義」の第4の「地域活性化等」の中に、産業構造の変化等の云々かんぬんということで定義されております。

こういう産業構造の変化等に対応するのが第4条でございまして、「地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等」というところです。つまり、地域活性化等に資するものであれば、補助金返還は要らないということになっています。

次の5ページを見ていただけたらと思います。別表1（第3条関係）で、目的外使用というところに二重丸印をしておりますけれども、道路拡張等は、自己の責めに帰さない事情等やむを得ないものに限るということになっております。また、4ページの第7条、自己の責めに帰さない事由というのは天災、災害というのがありますが、今回の分は次

の6ページの別表2の一番上、目的外使用の収益がない場合というのでありまして、全くそういう規定がないのに、農林水産省の意見としては、自己の責めに帰さない事由は事業者側の努力のみでは解決し難いというような見解でございまして、これについては全く意見が分かれているという状況でございます。

農林水産省とは2度、3度やりとりをしました。それが資料3と次の8ページ以下に載っているところでございます。例えば、資料の9ページでございますけれども、下のほうの質問5で、承認基準にある「地域活性化等」について、「産業構造の変化等の社会経済情勢への変化等への対応」について、事例を紹介願いますという質問をしたわけですがけれども、次の10ページの上段にありますけれども、国の補助金で整備した施設を解体・撤去して発生した余剰地について、商業施設とか福祉施設を造って剰余地を有効利用されたとありますけれども、これが自己責任によるかどうかというのは全く理解し難いところがございまして、これが補助金返還しなくてもいいのだったら、どうしてうちがならないのかよく分からないということがございます。

さて、論点の二つ目でございます。境港の状況について御説明いたします。

まず、12ページ、資料4でございます。水産庁の漁港漁場整備部長が平成20年6月に出した通知でございますけれども、今の高度衛生管理の市場を23%から50%に向上させるという取組をなされるということが閣議決定されました。その下のほうにありますけれども、都道府県におかれても積極的に協力をお願いしますというような文章になっております。

13ページを見ていただければ、漁港の衛生管理基準というのがレベル1から3まであります。レベル1が一番衛生管理が低くて、レベル3が非常に高度であるということでございますけれども、境港の状況は、次の14ページを見ていただければと思いますが、レベル1でございまして、衛生管理上あまり優良ではないと言いますか、全然ダメだと言ったほうがいいかもしれません。そのような状況で、資料5の下のほうにありますようなイメージで、今度市場整備をやろうというようなことでございます。

また、資料6につきましましては、平成24年3月に漁港漁場整備長期計画ということで閣議決定した内容を付けています。閣議決定した内容は次の16ページの真ん中にあります緑のところでございます。「水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進」というところでございまして、その第1番目、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、先ほど50%と言いましたけれども、今度の閣議決定では70%にしようということが平成24年には閣議決定をされております。

これを受けまして、資料7、17ページでございますが、農林水産大臣は境港地区の漁港漁場整備計画を作りました。要旨は、先ほど縷々申し上げたとおりでございまして、国が定めた高度衛生管理計画に基づいて、高度な衛生管理に対応した岸壁とか漁港、市場を造っていきましようという内容になっています。

なおかつ、次のページ、資料8でございます。これは平成27年の水産白書、これは毎年水産庁が出す水産白書でございますけれども、その中の「水産物流通の品質・衛生管理対

策の推進」の一番下になります。特に、全国の漁港の水揚げの3割を占める特定第3種漁港、これは境港のことです。我が国の水産物の輸出先となっている国々が求める衛生管理の水準、例えば、EU向けHACCPも念頭に置いた衛生管理対策を積極的に推進しますということですので。これは国のいわゆる行政ニーズに対応した状況はこうなるということですので。

資料の9ページが、今度は提言という形で、これは今年の10月に全国漁港議場大会というのが東京でございました。そのとき、水産の業界、これは漁業協同組合とか市町村とか、そういうところが含まれていますが、安全・安心な水産物の提供と輸出拡大に資する漁港の高度衛生管理体制の推進をお願いしますということを農林水産大臣並びに関係省庁に提言したところでございます。

資料の20ページ、資料10でございす。消費者の漁港の衛生管理に関する意識調査を載せております。グラフを見て分かるように、82.7%の方が漁港の衛生管理については非常に情報が欲しい、参考にしたいというところでございす。つまり、今までの論点を言いますと、国、政府、それと業界、消費者、皆さんが高度衛生管理が非常に必要で、これからは大事だと。なおかつ、HACCPなり、輸出対策も念頭に置いて頑張りなさいというようなところでございす。

地元の状況はどうかというのが、21ページと22ページ、資料11と12にまとめてございす。境港周辺の水産加工場の状況ということで、昔はなかったのだけれども、最近はEU-HACCPの対象とした業界も出てきておりますし、対米輸出を取っているHACCP対応の工場も出てきています。境港は78社工場がありますけれども、そのうち32社が水産加工業、そのうち8社がEU-HACCPなり、対米HACCPを取っているという状況でございまして、30年前には考えられないようなことが、今起こっています。段々この業者も増えつつあるというような状況にございす。

次の22ページ、資料12を御覧いただけたらと思います。これは境税関を通過した主な輸出先でございす。一番多いのは最近で行きますと、中国、大韓民国というところでございすけれども、最近はベトナム、マレーシア。マレーシアはカニでございす。ベトナムはアジでございす。ピンクのところは今議論されているTPPの対象国でございまして、この点では、衛生管理は非常に重要になっているという状況でございす。

論点の3番目、国の対応状況でございす。資料の23ページ、資料13でございす。公共事業の事後評価、これはホームページから取ったものですが、八戸の市場の事後評価でございす。24ページの中段あたりに、「漁業情勢、社会経済情勢の変化」という欄に、下の方にアンダーラインを引いてはありますが、「食の安全・安心の確保の観点から、より高度な衛生管理中で水産物を取扱うことが社会的ニーズになっている」ということで、これは部署も違うのですが、水産庁自ら分析されているという状況でございす。

資料にはないのですが、国の対応状況ということで、ある県では、同じ市場の整備について交換という形で対応されている。すなわち、先ほど冒頭に申し上げました承認

基準の運用が出先機関に任されているということもありまして、例えば、水産庁、林野庁、これは農政局の判断ですけれども、全然違う判断をされているというのが現実でございます。

もう一点申し上げますと、中国地方のある県では補助金返還をされたという事例も実は聞いております。もう全く違う対応になっているというところがございます。

資料にまた戻りますけれども、鳥取県の考え方の冒頭に戻りますけれども、別添資料、裏のほうを見ていただければと思います。「産業構造の変化等の社会経済的情勢の変化への対応」の意味するものということで、一般的に普通私たちが考えるのはということで3点ほど書いております。一つが、食の安全・安心、輸出促進など、消費構造の変化やグローバル化への対応、これは行政ニーズもあるかもしれません。それと、過疎化。農山村漁村は過疎化しております。労働力不足を解消するための省力化への対応。それと、先だってCOP21がございましたけれども、CO2フリー社会の実現など、こういうものが想定されるのではないかなということで、政府、国民、産業界、地方公共団体、幅広く国全体で取組む社会経済情勢の変化への対応というふうに理解しているところがございます。

最後に、二重補助について議論をしたいと思っておりますけれども、二重補助については、承認された時点で旧補助事業は完了したものと考えております。また、現在の施設は非公共施設でございますけれども、それを単に建替えるのではなくて、今回、法に基づいて公共施設として造り直すものでございます。また、機能も全く違った機能でございます、事業目的、整備要件、全く異なりますので、二重補助にはならないと考えております。

最後になりますけれども、このヒアリングの状況は、実はほかの県も注目しているところがございます。多くの県が困っているというのが現実でございます。地方創生のためにも、中央連絡会議の通知があるように、地域活性化の趣旨に則って、具体的にかつ分かりやすい形に運用していただくように切に望む次第でございます。

簡単ですけれども、以上でございます。ありがとうございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○藤原次長 今日は次が三者協議なので、今の御主張と、それから役所を呼んでいますので、それで御議論いただく。でも、もう一言で言えば、おっしゃっていただいた、産業構造の変化、経済社会の変化、前の施設で入れた補助金が、それから今までの今度の新しい施設を整備するときの期間の中で、その変化に当たるのであって、まさに国庫補助金の返納は不要ではないかと読めるのではないか。ほかの自治体なんかでもそういう例もあるし、ここだけがこだわっているという感じなので、そこは是非ワーキンググループの先生のお力を借りて認めてほしいという趣旨ですね。

○原委員 ちょっと着いて行き切れていないところは確認したいのですが、これは承認されるケースというのは、10年経過前の場合には自分の責任によらない場合というのが一つと、それ以外に地域再生などというのが元々示されていて、この通知で言うと2ページですね。その地域再生などに相当するものが3ページの資料2で示されているところ

で、より具体的に地域活性化などというのが明確にされているという理解でよろしいですね。

水産庁が主張されているのは、なぜか地域活性化のところの議論はせずに、自分の責任によるものじゃないだろうという、そういうことをともかく言われているという理解でよろしいですか。

○三木局長 そういうことです。

○原委員 それからもう1点だけ。どこかで特定計画というのがありましたね。17ページの資料7。これはどなたが作られたのですか。

○三木局長 農林水産大臣です。

○原委員 農林水産大臣が事業計画を作って、これは境港について一体的な整備を行うこととすると決められていると。

○三木局長 はい。

○原委員 一体的な整備をすると、自ずと今しようとされていることをやらないといけなくなるわけですね。既存の補助事業で造られたものを壊すというのは当然しないといけなくなる、そういう理解でよろしいですね。

○三木局長 はい。

○原委員 自分で決めているんじゃないですかと言えればいいわけですね。それこそ、農林水産大臣の責任じゃないですか。

○藤原次長 それが鳥取県の主張です。

○原委員 分かりました。

○三木局長 それを言うと、補助金返還の前提で認めたでしょうと言われる話を多分されると思います。

○原委員 そういうことをと言われるのですか。分かりました。

○三木局長 補助金返還前提で合意したでしょうという話を多分されると思います。だから、そうではなくて、この議論は社会構造の変化への対応という議論の中で対応しようとしているのに、それを補助金返還だと言われるところがおかしい。自己の責めに帰さない理由ではないと言われるのが理解できないです。それはリンクしないものではないでしょうか。

○原委員 だって、めちゃめちゃですよ。さっきの特定何とか計画というのは、社会構造が変わったりとか、そういう背景事情があったから計画の変更をされるわけですよ。そうでなかったら、何の根拠で計画を変更したのですかということですね。

○八田座長 どうもありがとうございました。